

宗教法人 要傳寺 墓地使用約款

（約款の目的・適用）

第一条 宗教法人要傳寺（以下、「寺」という）の経営する墓地（以下、「墓地」という）

第二条 は、要傳寺の檀徒及びその縁故者としての用に供するものとする。
この約款は、前項の墓地の管理及び使用に関する基準を定め、その適正を図ることを目的とする。

（管理者）

第三条 墓地の管理者は、寺の代表役員である住職とする。

（管理者の権限）

第四条 管理者は、本約款および責任役員（会）の定める使用細則に従って、墓地を管理する。

（墓地使用者の資格）

第五条 墓地の使用者は、寺の檀徒に限る。ただし、寺と特別な関係があると住職が認めるときはこの限りではない。

（墓地使用権の発生）

第六条 墓地使用権の発生時期は以下の通りとする。

ア、墓地使用願や入檀誓約書を提出したとき。
イ、管理者（住職）が（ア）を受理し、その証明書を渡したとき。
ウ、使用料（管理料）またはこれに準ずる入檀料が納入されたとき。

（墓地使用者の義務）

第七条 墓地での埋葬、改葬に関する儀式及び行事は、日蓮宗の典礼儀式により執り行うものとする。

第八条 墓地の使用料（管理料）は、墓地の事務管理及び清掃、使用承諾墓地地区画内を除く周辺の環境整備に使用するもので、契約の際に納入すること。なお、経済事情等の事由により使用料（管理料）が不相当と判断される場合は、管理者（住職）と相談の上、これを変更する。

第九条 墓地の造立、保全、修繕、加工、及び墓地への埋葬、改葬などに関する費用は、墓地使用者が負担する。ただし、墓地に損傷、損壊が発生し、損害にかかる加害者がいる場合は、墓地使用者は当該加害者と交渉の上、損害賠償を決定する。

（墓地使用権の承継）

第十条 墓地の使用者は、墓地使用権を推定相続人、または親族中の祖先の祭祀を主宰する者（祭祀承継者という）を決めて管理者（住職）に届け出ることができる。墓地使用権を第三者に譲渡、転貸することはできない。継承の手続きには、祭祀承継者は前使用者との関係を示す書類（戸籍謄本等）を住民票を添えて提出しなければならない。

（墓地使用権の取り消し）

第十一条 以下の各号の一つに該当するときは、本墓地の使用権を取り消すことができる。

ア、使用者が（管理料）を納めなかったとき。
イ、使用者が承諾をうけた目的外に使用したとき。
ウ、使用者が第三者に墓地を譲渡または転貸したとき。
エ、使用者が寺の檀徒でなくなったとき。
オ、その他、本約款に違反したとき。

（墓地使用権取り消し後の処置）

第十二条 墓地使用権が取り消された場合、その使用者はただちに埋蔵されている焼骨等の改装を行い、建てられて二年以内に、使用者が前項の撤去等を行わないときは、使用権が取り消された後二年以内に、使用者が前項の撤去等を行わないときは、管理者はその墓地につき改葬の手続きをしたうえ、その撤去等を行うことができる。

附則

本約款は、平成二十四年九月十六日より施行する。
平成二十七年四月二十八日、「使用申込書」を「墓地使用願」に、「入信（入檀）誓約書」を「入檀誓約書」に、「管理料」を「使用料（管理料）」に改定。
令和元年十月八日、第九条を新加。これにともない必要な条文整理を行う。

以上